

事務連絡
令和5年11月9日

専務理事各位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
理事長 神谷 俊 広

道路運送法施行規則及び国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則
の一部を改正する省令について

「ラストワンマイル・モビリティに係る制度・運用の改善策」については、令和5年9月19日付け全タク連事務連絡により、意見募集が行われた旨、各都道府県協会宛に通知したところですが、今般、国土交通省令第87号により、別添のとおり、道路運送法施行規則及び国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則が改正されましたので、ご通知いたします。

つきましては、了知されるとともに傘下会員に対し周知をお願いいたします。

なお、「ラストワンマイル・モビリティに係る制度・運用の改善策」の措置状況を添付いたしますので、ご参考としてください。

記

別添 道路運送法施行規則及び国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（令和5年11月2日付け官報から抜粋）

「タクシー不足に対応する緊急措置」に係る省令の改正（令和5年11月全タク連正副会長会議の国土交通省資料から抜粋）

参考 「ラストワンマイル・モビリティに係る制度・運用の改善策」の措置状況



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○道路運送法施行規則及び国土交通省
関係国家戦略特別区域法施行規則の
一部を改正する省令(国土交通八七)

〔告 示〕

○政治資金規正法の規定による政治資
金団体としての指定の取消しの届出
があったので公表する件
(総務三六一)

○政治資金規正法の規定による政治団
体の届出事項の異動の届出があった
ので公表する件(同三六二)

○政党助成法第五条第三項の規定によ
る政党の届出事項の異動の届出が
あったので公表する件(同三六三)

〔 抜 粹 〕

○衆議院小選挙区選出議員の選挙にお
ける候補者となるべき者の選定の手
続について届出があった件
(同三六四)

○衆議院比例代表選出議員の選挙にお
ける衆議院名簿登載者の選定の手続
について届出があった件(同三六五)

○特定国外派遣組織を指定する件
(同三六六)

○衆議院比例代表選出議員の選挙にお
ける政党その他の政治団体の名称、
略称等について届出があった件
(中央選挙管理会二二)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性
及び安全性の確保等に関する法律第
二条第五項から第七項までの規定に
より厚生労働大臣が指定する高度管
理医療機器、管理医療機器及び一般
医療機器の一部を改正する件
(厚生労働二九八)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性
及び安全性の確保等に関する法律第
二条第八項の規定により厚生労働大
臣が指定する特定保守管理医療機器
の一部を改正する件(同二九九)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性
及び安全性の確保等に関する法律施
行規則別表第四の二の規定により厚
生労働大臣が指定する医療機器の一
部を改正する件(同三〇〇)

四

○種苗法第十三条第一項及び第二十一
条の二第三項の規定に基づき品種登
録出願及び届出に係る事項を公示す
る件(農林水産一四三二)

○保安林の指定をする件
(同一四三三〜一四四七)

○砂防法第二条の土地を指定する件
(国土交通一〇七八〜一〇八〇)

○陸域を定める告示(同一〇八一)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

勞 働

最低賃金の改正決定に関する公示
(福島労働局最低賃金公示二、島根同
三、福岡同五・六)

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方関係

裁判所

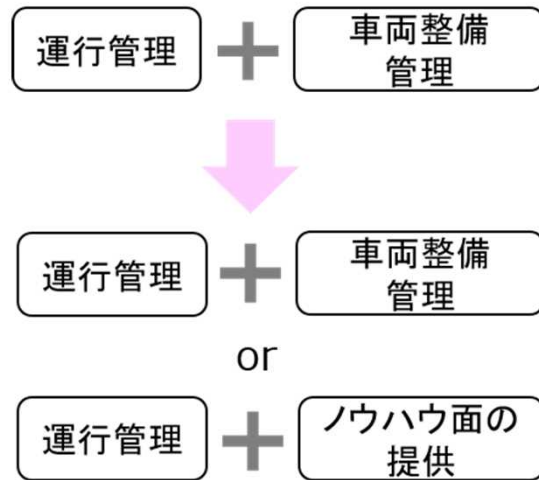
相続、公示催告、失踪、破産、免責、
再生、所有者不明関係

会社その他

「タクシー不足に対応する緊急措置」に係る省令の改正

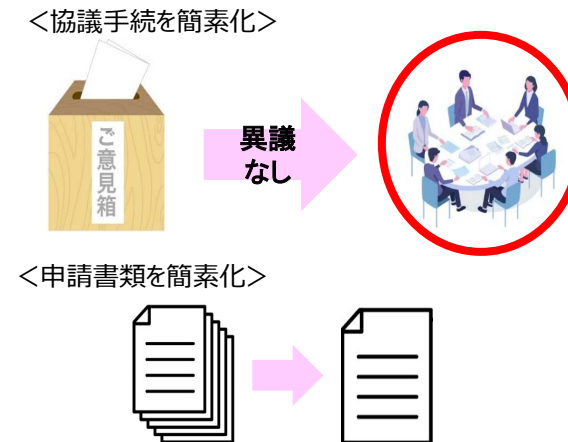
○ 令和5年11月2日付で道路運送法施行規則を改正し、以下の規制緩和を実施。

事業者協力型自家用有償旅客運送の活用促進



事業者協力型自家用有償旅客運送について、現在は「運行管理」に加えて「車両整備管理」に交通事業者が協力する場合のみ認めているが、それだけでなく、「運行管理」に加えて配車サービスの提供等の「ノウハウ面の提供」等に交通事業者が協力する場合も認めること（交通事業者による協力類型の多様化）等を通じて、**より一層の活用促進**を図る。

自家用有償旅客運送に係る更新登録手続の簡素化 (参考)



一定の安全性が担保されている自家用有償旅客運送者については、協議手続の簡素化や申請書類の簡素化を通じて**更新登録手続を簡素化**する。

ラストワンマイル・モビリティに係る制度・運用の改善策（R5.5公表）措置状況

施策12項目	概要	発出日	省令・通達名等
1. 営業所ごとのタクシー車両の最低車両台数の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・原則5台となっている最低車両数の緩和 	2023年10月31日	①「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に対する処理方針」の一部改正について ②「「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に対する処理方針」の細部取扱について」の一部改正について
2. 営業所等の施設設置要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・使用権原の期間に関する要件の緩和 ・休憩施設・車庫の営業所の距離（2km）に関する要件の緩和 ・休憩施設・車庫を専用の区画にする要件の緩和 		
3. 運行管理のDXの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者内の運行管理業務の一元化の導入 ・事業者間の遠隔点呼の導入 		
4. 地方部にUターン等した個人タクシー事業者の経験者の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・人口が30万人未満の地域においても、地域の実情を勘案しつつ、地方運輸局長等が認めた場合については、個人タクシーの営業を認める 		
5. タクシー事業者による乗合タクシー展開にあたっての法令試験免除	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー事業者による乗合タクシー事業（区域運行型乗合事業）の許可申請に係る法令試験を免除 		
6. タクシーと乗合タクシーの事業用車両の併用の柔軟化	<ul style="list-style-type: none"> ・乗合タクシーとタクシーとの間でより柔軟に車両の併用を行うことを可能とする 		
7. 乗合タクシー事業における補完的な自家用車の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域において、乗合タクシーを展開するに当たり、地域公共交通会議等の協議が調った場合には、事業用自動車による輸送力を補完するために必要な範囲に限り、許可を受けた自家用自動車を輸送力補完のために活用する 		

<p>8. 事業者協力型自家用有償旅客運送の活用促進</p>	<p>・事業者協力型自家用有償旅客運送について、「運行管理」に加えて配車サービスの提供等の「ノウハウ面の提供」等に交通事業者が協力する場合も認めること（交通事業者による協力類型の多様化）等を通じて、より一層の活用促進を図る。</p>	<p>2023年11月2日</p>	<p>③道路運送法施行規則 ④国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則</p>
<p>9. 「交通空白地」に係る目安の設定及び「地域交通の把握に関するマニュアル」の活用促進</p>	<p>・「半径1km以内にバス停・駅がない地域であって、タクシーが恒常的に30分以内に配車されない地域」は交通空白地に該当する、という参考となる目安を提示</p>		
<p>10. 「地域交通の検討プロセスガイドライン」の活用促進</p>	<p>・「地域交通の検討プロセスに関するガイドライン」について、改めて自治体等に周知を図り、活用を促す（地域公共交通会議等での周知・説明、自治体職員に対する講習等）</p>		
<p>11. 自家用有償旅客運送に係る「運送の対価」の目安の適正化</p>	<p>・従来の「タクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であること」との目安を廃止し、実費を適切に収受できるように目安を新たに設定する。</p>		
<p>12. 自家用有償旅客運送に係る更新登録手続の簡素化</p>	<p>・一定の安全性が担保されている自家用有償旅客運送者については、協議手続の簡素化や申請書類の簡素化を通じて更新登録手続を簡素化する。</p>	<p>2023年11月2日</p>	<p>③道路運送法施行規則 ④国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則</p>